

平成 29 年（ワ）第 164 号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 猪狩弘道 外 71 名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（5）

2019（平成31）年2月26日

福島地方裁判所いわき支部（合議1係） 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	小野寺	利	孝	
同	弁護士	広田	次	男	
同	弁護士	大川	隆	司	
同	弁護士	菊地		修	
同	弁護士	野本	夏	生	
同	弁護士	米倉		勉	
同	弁護士	笛山	尚	人	
同	弁護士	小野寺	宏	一	

「富岡町の現況について」と題する被告の準備書面（1）記載の主張に對し、原告らは下記のとおり反論を施す。

記

1 「空間放射線量の推移」について

- ア 被告が挙げるデータの測定地点である富岡町役場ないし富岡町文化交流センターの位置は、森林地帯（後述のとおりその大半は除染されていない）を離れた、町の中心部の一点に過ぎない。
- イ また、原子力安全委員会が平成29年7月19日に除染の目標値として設定した「年間1mSV」は「毎時0.23μSV」に相当するが、掲げられている最近の測定値0.179μSV／時は、これをわずかに下回るものにすぎない。ちなみに、自然界に存在する放射線量は0.04μSV／時程度である。

2 「健康調査の結果」について

被告が援用する（1）内部被ばく検査および（2）外部被ばく線量推計結果は、いずれも富岡町から避難した町民個々人について、その被ばく状態を検査または推計したものに過ぎない。

すなわちこれらは、町民があとに残して来た富岡町という地域が安全な状態であることを示すデータではありえない。

3 「除染の状況」について

（1）環境省が平成30年3月に公表した「東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質汚染の除染事業誌」（甲A23）によれば、避難指示解除日（平成29年4月1日）までに実施された除

染等工事の実施規模はつぎのとおりである（218頁，表5-1）。

宅地 約6200件

農地 約750ha

森林 約790ha

道路 約170ha

(2) 富岡町内の「耕地」は1080ha（内訳，田881ha，畠197ha）ある（甲A24，福島県統計年鑑2011年版，128頁）ので，「除染」された農地は，その7割強にあたる。

しかし，「除染」の方法は表土を削り取って，そこに客土をするというものであり，農業の基盤となる沃土は，汚染物質と共に捨て去られるので，除染がされれば農業の再開が可能になる，という関係にはない。

ちなみに，富岡町内の農地のうち1%程度にあたる約10haについては，「農業が再開できた」と報じられているが，「農業」の具体的な内容はバイオガス発電の燃料に用いるソルガム（コウリヤン）の栽培などが主なもので，食料の生産には至っていないと推定される（甲A25，東京新聞平成31年1月1日記事）。

(3) 富岡町内の森林面積は4122ha（内訳，国有林1361ha，公有林414ha，私有林2347ha）である（甲A24，前記統計年鑑142頁）。従って，「除染」された面積は，その2割にも満たない。

しかも森林「除染」の具体的方法は，主として「住居等の近隣の林縁から約20mまでの範囲」を対象として行なわれたものに過ぎず，その態様も落葉などの堆積物を除去する，というにとどまる（甲A23，前記「除染事業誌」131頁）。従って，山菜やキノコなどの林産物の採取が可能な状況には到底達していない。

ちなみに，富岡町に隣接する楢葉町で昨年12月15日に再開した

そば屋「やぶそば」は、名物の天ぷらそばの食材に用いる山菜やキノコを地元の山で採取することを断念し、スーパーマーケットから仕入れている（甲 A26, 東京新聞平成30年12月30日記事）。

(4) しかも、このように極めて限定的範囲で行なわれた「除染」作業それ自体が、いまだ完結されていない。

除染作業によって除去された土壤等はフレコンバッグに詰められ、中間貯蔵施設（大熊町、双葉町所在）に搬出されるまで、各町村内の仮置場に置かれるものであるところ、仮置きされた汚染土壤等の量はピーク時（平成29年3月）の756万袋から最近（平成30年12月）の605万袋まで漸減しただけである（甲 A27, 環境省 HP「除染仮置場等の状況について」2019年1月25日現在）。

4 「避難の状況」について

(1) 被告が援用する、平成30年12月1日時点の「居住者数は826人」という数字には、避難先から戻った住民のほか、外からあらたに転入した住民の数が含まれている。新・旧住民数の内訳は、なぜか公表されていない。しかし、避難先から町に戻った住民の数は、住民意向調査の結果から推計することが可能である。

同調査には、「あなたが現在お住いの地域を教えてください」という質問項目が含まれており平成30年3月版の報告書（甲 A20）によれば、富岡町居住者は全回答者の2.6%である（29頁）。

平成30年12月1日付の登録人口の2.6%は318人にあたるので、富岡町居住者とされる826人のうち、6割程度は町外からの新規転入者と推定される。

(2) 避難した町民のほとんどが、戻っていないという状況は小中学校の児童生徒数の状況に顕著である。

大震災発生時点（2010年度）において、富岡町では小学生937名、中学生550名がそれぞれ小・中学校に通って以上いたが、2018年4月に再開した小学校に通う児童は14名、同じく中学校生徒は6名にすぎない。2019年4月からは、小学生2名の進学に伴い、中学校生徒が8名に増えるが、小学校の新入生がいないため、小学校児童の数は12名に減る予定である（甲A28、平成31年1月6日河北新報記事）。

(3) 被告は、「子供の避難者数」が平成24年4月1日時点の2597人から平成30年4月1日時点の1842人へ、減っていると主張して、あたかもその差にあたる755人が町に帰還したかのような印象を与えようとしているが、前記在学状況に照らし、この減少数のほとんどは住民登録上、富岡町からの「転出」をしたものであることが、推認できる。

5 「復興状況」について

(1) 被告は商業施設、教育関係施設、医療施設が再開された旨を力説強調するが、いずれも「復興」と言うにはほど遠いものであって、被告の主張は失当である。

教育施設については前述したとおりであるが、以下において、商業施設および医療施設の「再開」状況について反論すると共に、建物の建築確認状況から見た町の変貌状態に関する主張を追加する。

(2) 原発事故前の富岡町の産業の概要

ア 事業所

平成18年の事業所・企業統計（総務省）によれば、富岡町では、892の事業所にて7,717人の従業員が稼働していた（甲A14・4頁）。

イ 商業

平成19年の商業統計調査（経済産業省）によれば、富岡町では、卸売業では年間約63億円余り、小売業では年間180億円余りの販売高を計上していた（甲A14・4頁）。

ウ 工業

平成20年の工業統計調査（経済産業省）によれば、富岡町では、75億円余りの製造品出荷額を計上していた（甲A14・4頁）。

エ 漁業

相双漁業協同組合富熊支所の集計によれば、富岡町では、120,000kg余りの漁獲総量があった（甲A14・5頁）。

オ 農業

福島県統計年鑑によれば、富岡町では、平成18年当時において、総額21億7千万円程度の農産品を生産していた（甲A14・6頁）。

（3）原発事故後の富岡町の産業の概要

原発事故の発生により、富岡町は全域が避難指示区域となり、全ての産業における生産活動が停止した。その後の富岡町の各産業の状態は以下の通りである。

ア 事業所

平成28年の経済センサス（総務省）において、富岡町における事業所数は確認できない（空欄となっている。甲A32）。

イ 商業

平成26年の商業統計調査（経済産業省）において、富岡町における、卸売業及び小売業の販売高を確認できない（空欄となっている。甲A33）。

ウ 工業

平成26年の工業統計調査（経済産業省）において、富岡町におけ

る、製造品出荷額を確認できない（空欄となっている。甲A34）。

エ 漁業

福島県統計年鑑2018によれば、平成25年における、相双地区における漁業経営体は確認できない（空欄となっている。甲A35）。

オ 農業

福島県統計年鑑2018において、富岡町の農家戸数は確認できない（空欄となっている。甲A36）。

（4）なお、被告は、富岡町内の商業施設として「『さくらモールとみおか』のほか、『ヨークベニマル』、『ダイユーエイト』、『ツルハドラッグ』及び地元飲食店によるフードコートも営業中である」と主張する。

しかし、「ヨークベニマル」以下列挙されている各店舗は、「さくらモールとみおか」とは別に存在するものではなく、すべて「さくらモールとみおか」の中に、その構成部分として存在するものである。

しかも、「ヨークベニマル」、「ダイユーエイト」、「ツルハドラッグ」の営業は、いずれも午後7時には終了し、地元飲食店3店の営業はランチタイムだけであって、商業施設としての機能はきわめて限定的である（甲A29、富岡町HP「さくらモールとみおか」からのお知らせ）。

この状況は、卸売・小売業および飲食店が354軒あり、そこに2000人余りの人々が働いていた、という震災前の状況（甲A14、3頁）とは比べるべくもないものである。

（5）医療施設は被告の主張するとおり、たしかに再開されたものの、その利用者は極めて少い。

最大の医療施設である「ふたば医療センター」でさえ再開後の3ヶ月余の間に治療を施した患者数はのべ622人（1日あたりわずか6.2人）にとどまる。

同センターは富岡町だけでなく双葉郡全域の需要に対応する施設であるところ、全患者のうち富岡町民の比率は 15.9% すなわちのべ 99 人（毎月 1 回の通院を平均的な利用状況と仮定すれば、実数はわずか 30 人程度）である。（甲 A30, ふたば医療センター付属病院患者報告）

（6）富岡町内に従前存在した家屋 5878 棟のうち震災および長期避難に伴って、全壊ないし半壊した家屋は 3874 棟あった（甲 A19, 「復興状況と町の状況」平成 30 年 8 月 1 日現在）。なお、最近（同年 12 月 1 日現在）のデータ更新により、全家屋数は 5889 棟、全・半壊家屋数は 4043 棟となっている。

平成 29 年 4 月 1 日に避難指示が解除された後の 1 年 6 ヶ月の間の建築確認処分全部を調査した結果に関する原告代理人の報告書（甲 A31）によって、建築の状況から見た「復興」の特徴を整理すれば次のとおりである。

ア 町内の全壊・半壊建物の数約 4000 棟に対し、平成 29 年 4 月～30 年 9 月の間（1 年 6 ヶ月）の建築確認処分件数 217 件は、わずか 5% 程度であり、あまりにも少い。

イ 217 件のうち、戸建住宅（店舗等の併用を含む）の数は 77 棟、その総床面積は 10458.79 m² にとどまるのに対し、共同住宅・長屋は 49 棟（485 戸）、その総床面積は 18201.61 m² であり、これに宿舎・下宿・ホテルの床面積を合算すると 39517.05 m² に達する。

すなわち、全体で約 50000 m² に相当する新築住居スペースの約 80% は、帰還住民ではなく、除染・廃炉等の仕事に従事する人々が滞在するために用意されたものと推定される。

ウ 新築される共同住宅・寄宿舎等の位置を地図上に落としてみると、

それが富岡駅の山側に広がる町の中心街に展開していること、すなわち従前の商店街は寄宿舎・アパート街に変貌しつつあることが一目瞭然である。（甲 A 3 1 添付図面参照）

エ 店舗・事務所・工場を使用目的とする建物 26 棟のほとんどは、建築業の施設であり、かつその建築主には著名なゼネコンが含まれている。建築業以外の使用目的を持つ建物は 26 棟のうち 6 棟に過ぎない。

このことは、離散した富岡町民の生業として見るべきものが町内にまだほとんど復活していないことを物語っている。

オ 他方、福島第一原発の廃炉作業の従事者現在約 4000 名いると報じられており、本格的廃炉作業の着手としてのデブリ（溶融核燃料）の性状確認は本年 2 月 13 日に始まったばかりである。廃炉作業には政府の計画によっても今後 30～40 年を要するものとされている。

富岡町内に林立する共同住宅・寄宿舎等の施設は、この廃炉作業等に対応する永続性を有し、それが今後の富岡町の基幹部分を形成するものであろうと推定される。

(7) このような富岡町の現状から、富岡町では、平成 24 年 9 月に策定した災害復興計画の修正を余儀なくされた。

すなわち、平成 24 年 9 月 26 日に策定された富岡町災害復興計画（第一次）（甲 A 3 7）では、帰還政策を柱とする復興計画を策定したものの、その後、富岡町では、大多数の住民は帰還しない見込みであるという現実を直視し、復興計画の修正を行った。

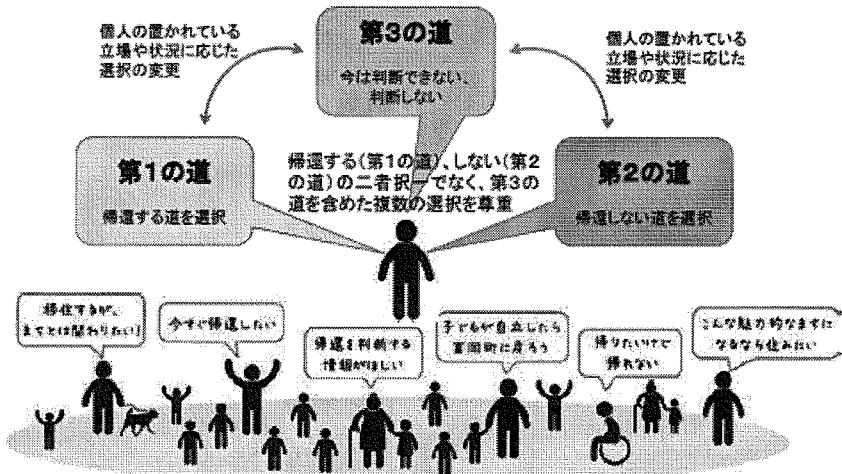
富岡町災害復興計画（第二次）の「はじめに」には以下の記載がある。大多数の町民はもはや戻らないという厳しい現実を認識しつつも、何とか関わりをつなぎ止めようとする町の苦悩が垣間見える記載である（甲 A 3 8・本文 2 頁～3 頁）。

どの道を選んでも、ふるさとに誇りを感じ、
富岡のつながりを保ち続けられる町
これから加わる仲間も
居心地よく親しめる地域をめざして

- ◇富岡町は、帰還する【第1の道】・しない【第2の道】の二者択一ではなく、今は判断できない(しない)【第3の道】を含めたあらゆる町民の意向を尊重します。
- ◇町民と町との関わりの継続や将来帰還、さらに新たな住民も含め、魅力あるまちづくりを進めていきます。

避難指示区域の再編など、町民と町を取り巻く社会状況は短い間に激しく変わり町民意向は細分化しました。一方で、子どもたちが安心して住める町を取り戻すには長い時間が必要です。

町民一人ひとりの復興のために、町民中心の検討委員会で様々な課題を拾い集めた結果、二次計画には「一人ひとりのあらゆる選択を尊重する」視点が必要との結論に至りました。

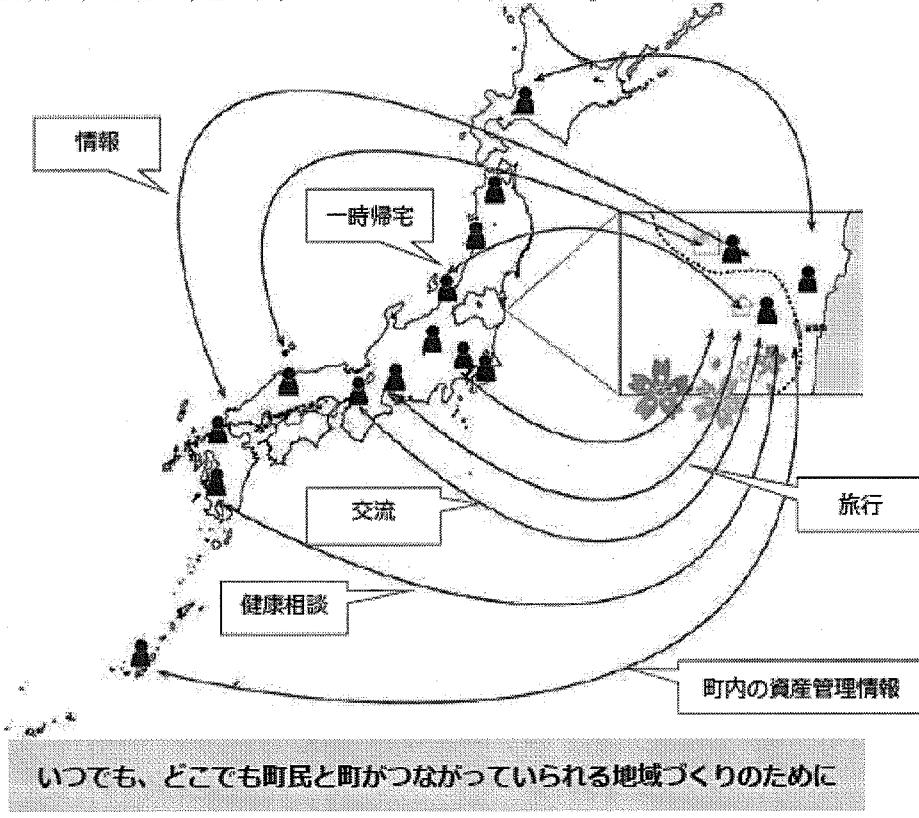


『第3の道』という考え方

町民にとっての「生活再建」と「帰還」、あるいは「町との関わり方」は、それぞれの立場や家族の状況などによって大きく異なります。

子どもの独立や、親の介護の状況の変化、自分たちの定年など、時間の変化で帰還と向き合う場面が訪れるかもしれません。そのため、町民にとっての復興や帰還はかなり長期的な視点からとらえる必要があります。

「生活再建」や「帰還」という問題は、「避難指示が解除されたら解決する」という単純なものではなく、年齢や家族の状況などに応じて多様であり、その解決には時間がかかる問題です。「すぐに戻ることはできないけれど、いずれは戻りたい」、「戻れないけど町や町民と関わってみたい」 そうした多くの人たちの生活再建と町の復興をめざす方向が、早期の帰還と移住だけではない、「第3の道」という考え方です。



平成27年6月に制定された修正後の復興計画では、2025（平成37）年時点で帰還する町民の人口を2,500人（事故前の約15%）、町外から移り住んでくる廃炉技術者や作業員数を1,600人と推計した（甲A38・本文8頁）（なお、帰還人口2,500人という推計値も、上記の富岡町の現状に照らせば、高めの推計値である

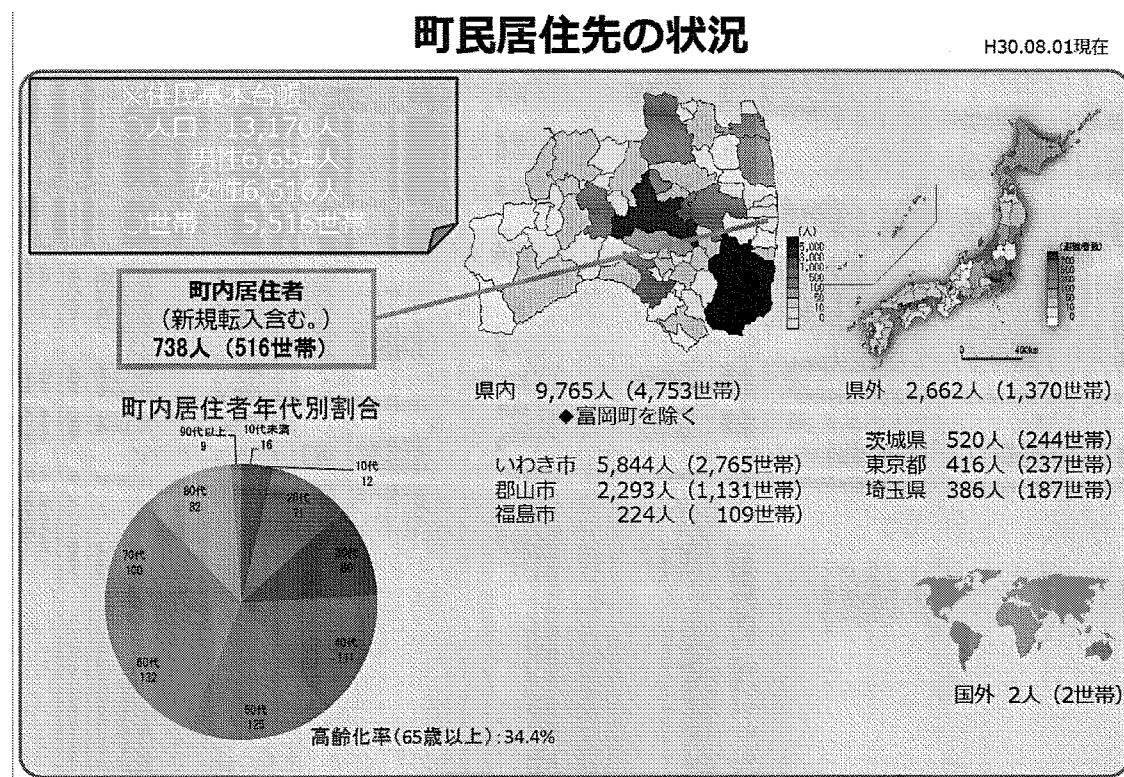
と言わざるを得ない)。

すなわち、富岡町では、商業、工業、農業、漁業のいずれにおいても、原発事故前の水準に回復することは不可能であることを前提として、今後は「廃炉作業の前線基地」として存続するほか無いことを認めざるを得なかったことを意味する。

今後、町の人口、税収等が確保されるとすれば、公法人としての富岡町の存続は考えられるであろうが、町の姿は避難住民がかつて享受していた「ふるさと」の姿とは似ても似つかぬものになるのは必至である。

6 地域のアイデンティティの喪失の危機

原発事故により、富岡町民は、福島県内外ともに広域に分散することとなった。平成30年8月1日時点における富岡町民の居住先は以下の通りである（以下の図は、甲A39・本文6頁より）。



また、富岡町内の広い範囲が立入り制限区域となつたため、各住民が所蔵・保管している古文書、古記録、写真、民具など（いわゆる文化財）が、自宅の老朽化に伴う大量のカビの繁殖、自宅の解体に伴う廃棄などにより、継承が困難な状況に陥っている。富岡町では、原発事故前から脈々と続いてきた地域のアイデンティティが喪失されかねないと危機意識のもと、地域資料の保存に向けた活動に着手している。富岡町が有する危機意識について、富岡町の災害記録には、以下の記載がある（甲 A 40・本文88頁）。

記

平成26年8月の富岡町の住民意向調査では、町への帰還を望むものは11.9%，残りの90%弱が「迷っている、わからない」か「帰還しない」だった。つまり、数年後の帰還宣言後、どれだけの住民が帰還するか分からず、地域がどのように再生できるか、まったく予想が立てられない現状があり、このままでは富岡町や双葉郡の成り立ちが分からなくなる恐れさえ出てくる。特に、「富岡町史」は30年前を最後に、以降は編纂されていない。そして、東日本大震災・原発事故が起きた。これによって双葉郡は「原発事故の被災地」というキーワードで世界的に発信されることになってしまった現実。今後、富岡町や双葉郡地域は、その大きな負の遺産のもとに語られることになってしまうのではないか。双葉郡地域を語る起点が「2011年の原発事故」に一元化されてしまうのではないか……

以上

また、地域のアイデンティティの喪失は、資料の喪失のみならず、富岡町民がふるさとを肯定的に語れないという側面からも進行している。

富岡町民がふるさとを肯定的に語れることによる心の傷について、富岡町の災害記録では、次のように記載されている（甲A40・本文86頁）。

記

一部の町民は、賠償金や医療費などの無料措置で避難先住民との関係に問題が生じることがあり、双葉郡内や富岡町から避難してきたことを隠すなど「双葉郡で生きてきた」というアイデンティティを否定しないと避難生活が継続的ない状態だった。それは、ふるさとの歴史と文化を否定せざるを得ないことに繋がり、原発事故災害により人々が追った深い心の傷の表れだった。そんな精神状態などを少しでも解消したいという強い思いを抱いた。

以上

先祖から當々と続いてきた當みが否定されることによる苦痛が、筆舌には尽くしがたいものであることが、富岡町の災害記録からも窺える。

原発事故は、相双地区の人々の歴史を奪ったのである。

7 地域の分断

原発事故は、地域の分断も引き起こした。

原発事故後、富岡町は全域が避難指示区域となり、平成25年3月25日には、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域にそれぞれ再編された。

平成29年4月1日をもって、居住制限区域及び避難指示解除準備区域は解除されたものの、現在も帰還困難区域の指定は維持されている（甲A39・本文4頁）。

また、各区域の人口比は以下の通りであった（甲 A 3 8・本文 9 頁）。

区域	面積（割合）	人口（割合）
帰還困難区域	10 km ² (15 %)	4,800人 (30 %)
居住制限区域	34 km ² (50 %)	9,800人 (60 %)
避難指示解除準備区域	24 km ² (35 %)	1,400人 (10 %)

富岡町は、等しく強制避難を余儀なくされた町民間の分断を招かなければならぬために、区域の違いによる賠償格差が生じないように被告方に働きかけをしてきた。

しかし、中間指針第4次追補において、区域ごとに賠償額に差を設ける指針が策定されたため、自宅の放射線量も避難経過もほぼ同様の地域でありながら、道路1本を挟んで賠償額に大きな差が生じる事態となってしまった。

その結果、富岡町は賠償格差による地域の分断という課題にも直面している。その苦悩は、富岡町の災害記録に記載されている（以下の記載は、甲 A 4 0・本文 8 3 頁より）。

記

平成 25 年 1 月 26 日、中間指針第4次追補が発表された。賠償の枠組みが大きく変わり、8月までにすべての市町村で完了した避難指示区域の見直しが反映され、区域の違いによりそれまでに認識していた賠償の内容に相当の差がつくことになった。それを知った瞬間、賠償担当の職員は「これは恐ろしいことになるぞ」とめまいを覚えた。案の定、電話が鳴りっぱなしになった。「区域見直しをしても賠償はみんな同じになると言っていたはずだ！」…原子力損害賠償紛争審査会・東京電力の方針であること、不服についてはADR（原子力損害賠償紛争解決センター）への申し立てを利用できることなどを

案内するしかなかった。

損害賠償対象の範囲の具体化は、対象外とされるものを明確にもする。(中略)

筆舌に尽くしがたい……原子力災害による全町避難ということ自体がすでにそうだったのだが、この原子力損害賠償をめぐって、あらためてそんな思いに襲われる。その被害の計り知れなさと理不尽を自明・合理のものとしてゆかなければならぬ対策、それにともなう無理から生じる歪みと混乱が、国・東京電力をはじめそこに巻き込まれた町民に至るまでの言動にあらわれていると感じるときだ。対する人と事との組み合わせ次第で、憶測と噂の的になるような事例も出てくる。そうしたあらわれの一つ一つが、原子力災害の途方のなさを描き出している……。

もとより賠償問題には、個々の境遇や事情といったプライバシーが密接にからんでくる。しかし、逆にそうだからこそ、真っ当な賠償が行われ町民一人一人の基本的人権が、そのいのちと生活が守られるように努め続けるしかないのだと思い直す。まだ請求をしていない町民もいるのだから一。

以上

富岡町の災害復興計画（第二次）にも、「中間指針第4次追補による賠償格差について、県や関係市町村と連携し、国、東京電力へ強く改善を要望しています」と記載されているものの（甲A38・本文12頁），かかる富岡町の訴えは無視されたままである。

被告の賠償対応の結果、富岡町はふるさとの分断という事態にも直面するに至っている。

以上